

北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

平成24年度人事院勧告において、50歳台後半層における官民の給与格差を考慮して、50歳台後半層の給与水準の上昇を抑える方向で、昇給制度の改正を行うことを勧告している。

北はりま消防組合においても、これらのことを基本姿勢とし、人事院及び兵庫県人事委員会の勧告、構成市町の給与改正の動向を踏まえ、北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する。

2 改正内容

<昇給制度の改正>

55歳を超える職員については、昇給区分の勤務成績が特に良好である場合以外は昇給停止とする。

<昇給抑制による効果額>

平成25年1月1日における昇給において年間約450千円削減がされる。

3 施行期日 平成25年1月1日